

認定特定非営利活動法人

キリスト教メンタル・ケア・センター

(CMCC) 定款

2018年5月26日 作成

特定非営利活動法人 キリスト教メンタル・ケア・センター
定 款

第1章 総則

(名 称)

第1条 本法人は特定非営利活動法人キリスト教メンタル・ケア・センターと称し、略称をシー・エム・シー・シー（英文ではCMCC）とする。

(事 務 所)

第2条 本法人は、事務所を東京都渋谷区代々木2丁目36番4号 代々木プリンスマンション102に置く。

(目 的)

第3条 本法人は、キリスト教の精神に基づく民間のボランティア団体であり、心病む人々（精神障害者）及びその家族を援助すべく、医療、臨床心理、教育、社会福祉等の知識と技術を学びつつ、電話相談、面談その他の方法により、不特定多数の人々を対象とするメンタルケアのボランティア活動を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(報 酬 等)

第19条 役員は無給とする。

但しその職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

CMCC職員の給与規定

(目的)

第一条 この規定は、NPO法人キリスト教・メンタル・ケア・センター（以下CMCCという）の定款第53条に規定する事務局員職員の給与に関する事項について定める。

(適用範囲)

第二条 この規定は、定款第53条に基づき職員として採用された者に対して適用する。

(適用範囲)

第三条 この規定で賃金とは、労働の対価として職員に支払われるものをいう。

(均等待遇)

第四条 職員の国籍、信条、又は社会的身分を理由として、給与において差別的取扱いをすることはない。

(給与の決定)

第五条 賃金の支払いは原則として時間給制とする。

2. 前項にかかわらず理事長は必要に応じて、個別の契約により賃金を決定することができる。ただし、理事長は決定後直近に開催される理事会に報告し、承認を得なければならない。

(給与計算期間及び締切日)

第六条 給与計算期間は、毎月1日から当月末日までとし、毎月月末を締切日とする。

(給与の支払日)

第七条 給与は毎月5日に支払う。ただし、支払日が日曜日・祝日の時はその前日に支払う。

(給与の支払い方法)

第八条 給与は、職員が指定した本人名義の預貯金口座へ振り込むことによって支払う。

但し、職員が希望した場合は、通貨によって直接本人に支払うことができる。

2. 口座振り込みを希望する職員は、所定の手続きにより、給与の振り込みを受ける預貯金の口座をCMCCに届けなければならない。

3. 口座振り込みにより給与を支払う場合、CMCCは給与支払日の午前10時に支払いできるように処理するものとする。

(給与からの控除)

第九条 給与支払いに当たって、次に掲げる各号のものを控除する。

(1) 所得税及び住民税

(2) 社会保険料等で法令に定められているもの

(日割単価・時間単価の計算及び端数処理)

第十条 日割・時間単価は、理事会（理事長）がこれを定めることとする。

（時間外・休日勤務手当）

第十一条 時間外・休日勤務手の支給については労働基準法による。

（交通費）

第十二条 職員の交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法による交通機関を利用する者に対し、実費あるいは1か月の定期代のどちらか安い方で35,000円を限度として支給する。

（退職時の給与の支払い）

第十三条 職員が死亡し、又は退職した場合の当該給与計算期間の給与について、第7条の規定にかかわらず、本人又は遺族から請求があった場合は、未払いの給与を7日以内に支払うことが出来る。

（遺族の範囲）

第十五条 死亡退職により給与を支払う場合の遺族の範囲及び順位は、直系親族とし、直系親族から選任された相続人代表者に対し支払うものとする。

（有給休暇の取扱い）

第十六条 職員の有給休暇は、労働基準法に則りこれを定める。

（その他の休暇等の取扱い）

第一七条 前条に定める有給休暇以外の休暇については、労働基準法に則りこれを定める。

2. 前項の休暇は無給とする。

（業務上疾病等による休業の取扱い）

第十八条 業務上の疾病又は通勤災害により休業した場合は、労働基準法及び労働者災害補償保険法にのっとり、理事会がこれを認定する。

（休職期間中の取扱い）

第十九条 職員の休職期間中は、原則として給与を支給しない。

（昇給・賞与）

第二十条 原則として、昇給・賞与は支給しない。

附則

1、この規定は平成29年5月27日から施行する。

2、第17回CMCC通常総会において決議された。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 キリスト教メンタル・ケア・センター	事業年度	30年4月1日～31年3月31日
-----	--------------------------------	------	------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員 会費	1,061,000円
維持・賛助会員 会費	832,500円
講座事業 収入	800,500円
寄付金 収入	3,191,508円
預貯金利子 収入	131,676円
雑収入	2,500円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	6,019,684円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	0円
	円
	円
	円
	円
合 計	0円

(3) その他

なし

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	譲渡資産の内容等
なし				0円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
			H30.4~	187,000円	公開講座・講師他
			H30.4~	100,000円	公開講座講師
			H30.5~	212,000円	講座講師・研修
			H30.6~	40,000円	講座講師
			H30.6~	115,000円	講座講師・研修他
			H30.10~	70,000円	研修講師
			H30.6~	40,000円	講座講師
			H30.4	20,000円	同上
			H30.5	20,000円	同上
			H30.5	20,000円	同上
			H30.6	20,000円	同上
			H30.6	20,000円	同上
			H30.5~	40,000円	講座講師

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
なし	0円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
0人	0円

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉗ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 キリスト教メンタル ・ケア・センター	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		16人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	就任・退任 年月日
藤崎義宜		理事長		○						H12.6.8.就任
吉岡光人		副理事長		○						H17.5.28.就任
吹抜悠子		理事		○						H21.5.30.就任
池田伊穂子		理事		○						H29.5.27.就任
竹前ルリ		理事		○						H26.5.31.就任
高野利雄		理事		○						H26.5.31.就任
吉川久美子		理事		○						H19.5.26.就任
佐瀬壽實香		理事		○						H29.5.27.就任
柳谷洋生		理事		○						H19.5.26.就任
浅見英明		理事		○						H21.5.30.就任
石丸昌彦		副理事長		○						H21.5.30.就任

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 キリスト教メンタル・ケア・センター		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
振替伝票	単式用紙	毎週	7年
総勘定元帳	やよい会計ソフト ルーズリーフ方式	毎月	7年
金銭出納帳	ルーズリーフ方式	毎日	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 キリスト教メンタル・ケア・センター	チェック欄
-----	-----------------------------	-------

- 4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと
- ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること



イ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)(ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 キリスト教メンタル・ケア・センター	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ	特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等	
ロ	各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類	
ヘ	助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類	

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意	
※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		(○) する	しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し		

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第7表)

法人名	特定非営利活動法人 キリスト教メンタル・ケア・センター
-----	--------------------------------

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
	✓				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
② 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 キリスト教メンタル・ケア・センター	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <small>(注第事項1)</small> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 <small>(注第事項2)</small> 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります) 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無 <input checked="" type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無 <input checked="" type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無 <input checked="" type="radio"/>
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・無 <input checked="" type="radio"/>

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	----------------------------------	---

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	---------------------------	---

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ <input checked="" type="radio"/>
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	---	---

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ <input checked="" type="radio"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ <input checked="" type="radio"/>